様式第六(第十六条、第十六条の二、第九十九条、第百条、第百十四条の六十九、第百十四条の七十、第百二十七条、第百三十七条の六十五、第百三十七条の六十六、第百七十四条、第百七十六条、第百九十五条、第二百六十五条、第二百六十五条の二、第二百六十五条の三関係)

変 更 届 書

¥5	業	务 (D	種	別	-					告販 売 売業・∫									. 売業 貸与業
	许可	番号》	シ び	年月	日			第	5			号				í	年		月	日
		: る機 f 「、製)		名	称															
		所又は		所	在地															
変更内容		事	耳	į				変	更	前					变]	更	後		
N.	族 夏	更名	ŧ	月	日							年	Ē	月		E	3			
f	莆				考	1 2 3	店舗 提出	甫名和 甫の所	『及び ↑在地	業種	は、 ⁻	下前	記記		変更			こ添	付済日	

上記により、変更の届出をします。

年	月 日								
	住 所 法人にあっては、主た 事務所の 所在:	:る〕 地〕							
	氏 名 (法人にあっては、名称) し 及び代表者の氏名)								
		電話番号 担当者名	()					

世田谷区世田谷保健所長あて

変更届出書 注意書

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業、薬局製造販売医薬品の製造業、店舗販売業、 高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業(指定視力補正用レンズ又は医療機器プログラムのみの販売業 又は貸与業を除く。) 医療機器プログラムのみの販売業若しくは貸与業、特定管理医療機器の販売業若しく は貸与業(補聴器又は家庭用電気治療器以外の特定管理医療機器を販売又は貸与する場合に限る。) 補聴器 若しくは家庭用電気治療器のみの販売業若しくは貸与業、補聴器及び家庭用電気治療器のみの販売業若しく は貸与業、管理医療機器(特定管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業の別を記載すること。
- 4 医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生 局長に提出する場合にあつては正本 1 通及び副本 2 通を、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置す る市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本 1 通を提出すること。
- 5 管理医療機器の販売業又は貸与業にあつては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄にその販売 業又は貸与業の届出を行つた年月日を記載すること。
- 6 管理者の変更の場合は、変更後の管理者が薬剤師又は登録販売者であるときはその者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を、責任技術者の変更の場合は、変更後の責任技術者が第91条第1項から第4項までの各号のいずれに該当するかを、営業所管理者の変更の場合は、変更後の営業所管理者が薬剤師以外の者であるときはその者が第154条各号のいずれに該当するかを、高度管理医療機器等営業管理者の変更の場合は、変更後の高度管理医療機器等営業管理者が第162条第1項各号又は第2項各号のいずれに該当するかを、特定管理医療機器営業管理者等の変更の場合は、変更後の特定管理医療機器営業管理者等が第175条第1項各号のいずれに該当するかを変更後欄に付記すること。
- 7 管理者以外の薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
- 8 業務を行う役員の変更の場合は、備考欄に、変更後の役員が法第 5 条第 3 号イからへまでのいずれかに 掲げる者又は成年被後見人に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」 と記載すること。